

第2節 地域生活基礎集団の組織化－自治体行政と自治組織としての町内会

震災後の都市社会において、それまでにないある変化を感じさせる論点の一つが、地域社会の再編成である。町内会に対する調査を、東京市役所をはじめ東京市政調査会などいくつかの機関がこの時期にかなり力を入れてやっている。都市生活をめぐる行政の課題の一つに、町内会の整備が浮かび上がってきたことも震災経験と無関係ではない。町内会の整備と事業振興は、都市改造の時代において改めて強く意識されるようになった、民間での新しいコミュニティづくりであり、地域生活集団の組織化であった。このいわばNPO的な存在を、都市管理・地域政策の手段として機能させるべく、行政、とりわけ都市自治体は震災を通じて活動をしたこれらの団体の実態を調査し、システムとして整備しようとしていく。

まず、捉えられはじめた時期の町会あるいは町内会とは、いかなる存在であったのか。

1 課題としての自治

『町会規約要領』（東京市役所, 1924年10月）には序論として、自分自身もまた震災を経験した穂積重遠の「町会と自治制」という論考を載せている。そこで述べられている理解は、同時代のリアリティを物語るものとして示唆的である。すなわち、近代日本の「自治」は、明治時代を通じて制度としては設定されながらも、結局のところ上から押しつけられた形式的な枠組みでしかなかった。とりわけ、都市においては機能していなかったといってもよい。それが曲がりなりにも自治の実質を担うものとして注目され、また実感され、社会的に動きは始める。その基礎となったのが、関東大震災の経験であったという理解である。

穂積は次のように論じている。1888（明治21）年4月に法律としての「市制及町村制」が公布になり、市町村自治制いわゆる地方自治制が始まった。しかしながら、これが国家からの天下一の自治制であったため、そもそもの根本において「自治」ならぬ「他治」で、現実の生活にも根付いていなかった。とりわけ、東京市のような大都会においては、各区内の「町」は制度上全く独立の法律的意義を持たないばかりか、相互交流の実質もない、ただの地名に過ぎなかったというのが実情である。実際に穂積が住んでいる「牛込区南町」では、隣人の名前すら知らず、朝夕に街頭であってもお辞儀一つせずの状態、誰が同じ町内の住人かも見分けが付かなかったのだという。この町は、勤め人が多く、商家は米屋と洗濯屋が1軒ずつあるだけの、いわゆる都市のベットタウンであるため、それぞれの家は内側の私的団らんに向かって閉じがちであって、古くから引き続き住んでいる人でも相互の付き合いがなかった。おそらくそうした近隣のあり方は、既に1920年代の東京では珍しくはなかったであろう。

そこに、大震災が襲う。人々は平常時の無関心を打ち捨てて、非常時の生活の共通の困難のなかで、互いに関わらざるを得なくなった。穂積の表現を借りると、大地震は「銘々の巢に閉

じこもっていた南町の住民を街頭にゆすぶり出した」のだという。つまり、平穏であれば、〈私〉の家の塀や垣根や長屋の壁の内側に引きこもったまま、〈共〉の相互交流とはあまり関わらないままに過ごせた都市の生活が、安全や水や食料の心配を伴う災害の非常時においては、それでは済まなくなってくる。

穂積が回想するところによれば、「どうも大変ですな」、「お怪我はありませんか」と言いあつたのが、いわゆる「隣保団結」のはじまりで、引き続いて「火事の心配と夜警の騒ぎと糧食の配給、今夜の番は何さんと何さん、誰さんと誰さんは車を曳いて区役所へ玄米を取りに」(p. 5) という相互の手伝いにごったがえしているうちに、あれやこれやの相談ができ、共同の役割の分担が決まり、金が集まって、帳面が閉じられ、「どうやら「町内」らしいことになってきた」(p. 5) のだという。

おそらく、このようないわば「近隣の発見」ともいべき体験は、近代東京という都市の無数の場所で生まれた。それは、大震災の経験が浮かび上がらせた「社会的なもの」の一つの形態である。

2 町内会調査から見えてくるもの

もちろん既に触れているように町内会への注目は、震災が起こってから始めて生み出されたわけではない。この穂積のエッセイが載せられている「町会規約要領」調査は、1923（大正12）年の5月、すなわち震災前から「市内各町会より集めつつあった町会規約により調査編纂したもの」とある。その意味ではむしろ、行政は既に自治の装置として、町内会の存在には一定の関心を抱いていたと考えなければならない。その上で、震災において現実に町内での住民組織が配給・救援・相互扶助において一定の役割を果たしたことで、防災や都市行政の上からさらに重要度が増したと捉えるのが正確だろう。

その点を確認するためにも、少し『町会規約要領』という一冊の細部に踏み込んで、調査それ自体の記録からうかがえる都市社会の現実に迫ってみたい。

巻末の「町会の方々へのお希ひ」という呼びかけをみると、震災前の7月に約600通の書面を町内会宛に発送したところ、届いたのが440通（73.3%）で、届け先不明で戻ってきたのが160通（26.7%）であったことがわかる。そして、調査報告の本体は収集できた115団体の規約をもとに分析整理したものであるから、当初把握の600を全体とすれば、回収率は19.2%となる。決して高いとはいえない調査回収率である。

一方で、付録として収録されている1924（大正13）年4月段階の「東京市内町会名と会員数」という表では、町内会数が925でその他の町総代148を合わせて、1,073団体が把握されている。つまり、そのほぼ1年前には、約600しか書類の上でのリストとして把握していなかったのに比べると約1.8倍と、かなり存在認知の事情が変わってきていることがわかる。

ここから以下のことが論じられる。

第1に、1923（大正12）年7月段階での届け先不明率の高さに象徴されるように、震災前に関していえば、行政は町内会の存在をあまり体系的に把握していたとはいえない。その状況は自治体もまた自覚しており、担当の社会局社会教育課は「再々町会事業の調査を企てた」けれども「はなはだ遺憾ながらいつも満足なる調査をなしとげえなかつたのであります。その原因はいつも町会事務所の所在が不明のために調査の資料が十分に集まらない一事に存しておりました」（p.189）と書く。つまり、約4分の1が届いてすらいない。その理由を、事務所機能を他所に移したり、そこに町内会事務所があることを明示していないために、配達夫が届けられなかったことに基づくものであろうと推測しているのも、おそらく適切な解釈だと思う。その上で「規約の条文に多くの記載例として存するところの事務所を会長宅とか役員宅とかと規定するたぐいをもって非難しようとするものではなく、欄外なり封筒なりにおいて、事務所の所在番地を明示」してほしいし、「町会事務所の標札を掲げて」もらいたい、と書く。こうした事態は一方で、地域住民組織が住民たち自身にとっても、他所の人々にその存在を表示すべき独立した集団として意識されず、制度化・公式化が進んでいないことをうかがわせる。

第2に、届いた440のうち、「規約」を集めることができたのは115だというのも一つの事実である。これは26.1%だから、残りの4分の3は規約提出の願いに応じなかったことになる。これを「調査拒否」、「非協力」と考えるのはいささか過剰で、おそらくその多くは成文化された規約を備えていなかったと考えるべきだろう。この点もまた都市の町内会のインフォーマルな相互組織の色合いの強さ、いわば民間的な特質を物語るものである。1930年代も半ばになると町内会の役員層から、こうした地域住民組織に対しての〈公〉的な権威付け、すなわち「法令上の根拠」や一定の「強制力」を付与せよとの要求が出てくることとも関連があろう。

以上のような把握しにくい状況にもかかわらず第3に、1924年10月の刊行時には、結果的に1,073団体の町内会の存在が把握されるようになった。その事実は、改めて注目するに値する。震災後に増えた町内会も、表3-1によれば72で、もちろん多いといえるが、それ以上に震災後における、行政の側からの組織的努力という働きかけによる把握率の増大を論ずるべきであろう。

町内会そのものは、震災後に実際どの程度新たに組織され、増加していったのだろうか。

翌年（1925（大正14）年）に発行された改訂版『町会規約要領』では、町内会数は1,133で町総代27、町世話人7を合わせて、1,167団体という数を挙げている。旧来の町内のあり方（町総代や世話人など）が町内会に衣替えしたことを除いて、実質的に100団体近くが増えていることになる。さらに、実質的には2つの『町会規約要領』に連続する調査と位置づけてよい『東京市町会事業概要』（東京市役所、昭和3年3月発行）によれば、1927（昭和2）年11月現在

表3-1 震災後設立の町内会

区名	町会数	町総代	震災後 (内数)
麹町区	44		11
神田区	96		4
日本橋区	21	148	
芝区	64		
麻布区	99		
赤坂区	15		5
四谷区	19		8
牛込区	81		
小石川区	70		15
本郷区	63		12
下谷区	64		
浅草区	104		3
本所区	65		
深川区	81		2
小計	925	148	72
計		1073	72

出典：『町会規約要領』，1924調査

で1,370団体であるから、ここでも2年間で203団体が増えている。3年にわたり毎年100に近い数の増加は、特徴的である。

さらに見渡す範囲を広くして、1940（昭和15）年段階での調査に載せられている、期間ごとの増加数をまとめた表3-2によると、1924（大正13）年から1932（昭和7）年の間に数が急激に増加している。しかしながら、これは「大東京」の成立、すなわち市域が拡大した効果が混じっている。誤解を与えないよう、もう少し別な資料で補う必要がある。表3-3は1933（昭和8）年段階の調査による設立年の集計で、旧市域と新市域を分けて表示している点の手がかりとして貴重である。設立契機をめぐる論点は後で触れることにして、地域住民組織の誕生という点では、旧市域では明治30年代の増加などの歴史がうかがえる。それに対し、新市域では震災前の5年間にようやく組織され始め、盛んに結成されるのは昭和初期になってからであることがわかる。そして、1933（昭和8）年段階の町内会の4割近くが震災後の5年間に結成されていることが、市域の新旧を問わず、共通する特質である点は興味深い。ここでも震災の救援・復旧や共同警備の活動という経験を契機とする町内会の組織化が、旧市域はもちろんのこと、その他の新市域、いわば郊外の地域にも広がっていたことは見落とされてはならないと思う。

表3-2 町内会数

時期区分	町内会数	%
明治以前	4	0.1%
～明治20	14	0.5%
～明治30	46	1.5%
～明治40	137	4.5%
～大正6	156	5.1%
～大正12	563	18.4%
～昭和7	1393	45.5%
～昭和15	748	24.4%
小計	3061	100.0%

出典：『東京市の町会』，1940年調査

表3-3 町内会設立年次別集計

区名	～M19	M20-25	M26-30	M31-35	M36-40	M41-45	T2-6	T7-11	T12-S2	S3-8	
麹町			3		4	3	1	11	18	1	41
神田		2	5	7	13	3	8	6	20	6	70
日本橋	2	1	3	13		2	1	9	11	30	79
京橋	1		1		5	1	3	4	14	32	61
芝		1	1	5	2	3	12	36	60	20	140
麻布		2		1	3		2	11	34	6	59
赤坂	1		1	2	1		1	5	24	7	42
四谷	1	1	1		2		1	10	20	5	41
牛込			1	1	2		8	20	28	2	62
小石川	1					2		26	49	6	84
本郷			1	1	8	3	4	15	26	3	61
下谷	1	3	1	2	3	5	6	17	4		42
浅草			1	3	4	1	13	28	25	3	78
本所	1			1	3	2	5	4	4	42	62
深川		2		2	3		1	12	10	20	64
小計	8	12	19	38	60	26	77	212	351	183	986
	0.8%	1.2%	1.9%	3.9%	6.1%	2.6%	7.8%	21.5%	35.6%	18.6%	100.0%
品川	1		1		5		3	11	24	29	74
目黒									5	23	28
荏原							1	1	17	17	36
大森	1			2	1		3	5	7	39	58
蒲田		1							8	46	55
世田谷								1	4	27	32
渋谷							9	1	6	16	32
淀橋		1	1				2	11	30	13	60
中野								1	20	37	58
杉並							2		34	39	75
豊島	1			1	1	1	1	14	65	30	114
滝野川	1		1		2		1	12	31	13	61
荒川					1		8	13	78	48	150
王子	1		1			2	2	8	25	26	65
板橋					1		1	3	12	38	55
足立							1	1	7	38	47
向島							1	2	42	34	79
城東	1	1		1		2	2	10	28	16	61
葛飾						3			17	57	77
江戸川								1	11	45	57
小計	6	3	4	4	11	12	37	95	471	631	1274
	0.5%	0.2%	0.3%	0.3%	0.9%	0.9%	2.9%	7.5%	37.0%	49.5%	100.0%
総計	14	15	23	42	71	38	114	307	822	814	2260
	0.6%	0.7%	1.0%	1.9%	3.1%	1.7%	5.0%	13.6%	36.4%	36.0%	100.0%

出典：『東京市町内会の調査』東京市役所，昭和9年3月，pp. 10-11

3 事業内容と設立契機

その一方で、町内会という住民組織の性格は、均質であるとはいえない。町会あるいは町内会という名で共通に括られてはいても¹⁾、既に契機も経緯も、性格も異なるものが混じっている。表3-4は、排他的な分類設定ではないので、数量の意味をあまり過剰に読み込めないが、それにしてもここでも多様な設立動機が語られていることがわかる。1930年代に強まっていった画一化と、行政の下請け協力という権威への服従の性格にだけに注目して、「伝統的」、「封建的」と否定してしまう町内会理解の一般化はいささか乱暴であった。そこにおいて、もし自治の意味が決定的に損なわれたのであれば、何が強制的な画一化を受け入れさせたのか。そのメカニズムが細かく問われるべきであろう。

表3-4 町内会設立動機

創立の動機	旧市域		新市域		計	
町内親睦発展	312	43.3%	408	56.7%	720	(32.3%)
大震災	207	58.6%	146	41.4%	353	(15.9%)
市域拡張	0	0.0%	315	100.0%	315	(14.1%)
旧町内会の分離併合	55	29.4%	132	70.6%	187	(8.4%)
区画整理	120	88.9%	15	11.1%	135	(6.1%)
衛生組合	111	89.5%	13	10.5%	124	(5.6%)
氏神祭礼	29	33.7%	57	66.3%	86	(3.9%)
夜警または衛生	34	40.0%	51	60.0%	85	(3.8%)
祝祭日	17	32.1%	36	67.9%	53	(2.4%)
戦争	46	88.5%	6	11.5%	52	(2.3%)
官公署の懇懇	25	49.0%	26	51.0%	51	(2.3%)
その他	14	21.2%	52	78.8%	66	(3.0%)
計	970	43.6%	1257	56.4%	2227	100.0%

出典：『東京市町内会の調査』東京市役所，昭和9年3月，pp. 8-6

そこに迫るために、ここでは〈公〉と〈共〉と〈私〉という3つの視点を自覚的に前に出して、町内会を支えているものを見てみたい。詳しく論ずると長くなるので省略するが、普通「公共」と一括される「私」以外の領域を、自治体や国家のようなシステムに根拠をもつ〈公〉と、住民相互の社会性としての〈共〉を分け、そこに浸潤していく〈私〉に由来する問題に、いかに対処していったかを見る用意は必要である。

1927（昭和2）年1月に東京市政調査会によってまとめられた『東京市町内会に関する調査』（以下、1927年調査と略す）は、東京における町内会という住民組織の形成の多面性を、上述のような対処の問題として考えようとするとき、役立つ素材となり得る。

1927年調査は、町内会の活動として、以下の14もの事務を抽出している（表3-5）。

第1の「慶弔」は、構成員もしくはその家族の「出産、葬式、婚礼、相続等の場合に、町会がこれに対し慶弔の礼をな

表3-5 町内会の事務内容
(1927年調査)

事業の分類
1) 「慶弔に関する事務」
2) 「衛生に関する事務」
3) 「兵事に関する事務」
4) 「祭事に関する事務」
5) 「自警事務」
6) 「救済事務」
7) 「交通補助事務」
8) 「商事に関する事務」
9) 「官公署との交渉布達に関する事務」
10) 「学事教育に関する事務」
11) 「人事の相談調停に関する事務」
12) 「表彰に関する事務」
13) 「金融に関する事務」
14) 「その他」

出典：『東京市町内会に関する調査』，1927

すこと」(p. 31)である。具体的には祝い、見舞い、香典などの経費を町内会から支出し、役員がこれを届けることなどを指す。一見すると伝統的で自然な〈共〉の近隣付き合いとも見えるが、しかし組織として古くから連続しているものとはいえない²⁾。

むしろこの仕組みそれ自体に1934年の『東京市町内会の調査』(以下、1934年調査と略す)が指摘しているような新たな「都市性」を帯びた〈私〉の問題が入り込んでいることを見落としてはならないだろう。すなわち、「居住移転の激しい地域においては、平素交際なき近隣に慶弔の事実発生したる場合、町内会を通じて慶弔の意を表はすことが一般会員の要求に合致するに因るもの」(p. 44)との指摘である。一見伝統的な風習のように見えるなかに、この場合は形式的で距離をとった付き合いという、都市性の新しさの浸潤を注意深く探らなければならないのは、後で取り上げる「祭事に関する事業」においても、同様である³⁾。

第2の「衛生」は、まさしく近代都市生活の問題であった。しかも、〈公〉が主体的に働きかけた歴史が刻印されている点に特徴がある。1897(明治30)年の伝染病予防法と1900(明治33)年の東京府令「衛生組合設置規定」が前提となっているからである。1927年調査が指摘するように、伝染病予防法と府令という〈公〉主導で、東京市内の各町に設立された衛生組合が町内会の原型の一つとなっている。衛生組合は、一面において補助金受給の対象となるという経営経済的な利点は有していたものの、住民の流動性の高さや経費徴収の困難などの要因から維持し続けることが難しく独立の組織形態としては衰微し、「諸種の交隣的共同事業を行ふ」(p. 81)町内会の事務の一部として「衛生」の事業も対処されるというように、いわば〈共〉的に対処する方式へと主軸が移っていった。

具体的には、種痘やチフス予防注射などは区役所からの提供を付近の医師の好意で処置したり、蚊ハエの駆除、町内大掃除、下水溝の掃除などを共同で行い、尿尿くみ取りを担当役員が区役所に交渉するなどの事業(p. 87)である。なお、1934年調査は「塵芥処理、糞尿汲取等については町内会費にて支弁せず別途費用を徴収しているものが多く、また厨芥入れ等を各戸に配布してその処理を便にしている町内会が相当ある」と指摘している。

やや先走った考察を加えることになるが、その根本において人間の生活する身体がかかわる〈私〉的領域から生み出されたゴミや尿尿の衛生問題は、1920~30年代はもとより、高度経済成長の1960年代まで、〈公〉的インフラとしての下水等々の未整備を抱えこんだままの都市化のもとで、地域生活集団による〈共〉的な下支えの関与を不可欠のものとしてきた。であればこそ、震災のようなインフラの壊滅の非常時からの復旧・復興においても、〈共〉の人間関係の有効性はリアリティを持ち、一定の役割を果たし得たといえよう。しかし、現今の都市生活は、比喩的にいうならば〈私〉の個室が、不可視なほどに背景化された〈公〉のインフラに直結して、〈共〉の介在は微弱なまま、ただ名目的に再生産維持されている。そこには、関東大震災時の都市以上の脆弱性が潜んでいる。

第3の「兵事」は、今日の生活実感からは歴史的で実感しにくい契機であろうが、1927年調査は「町内の壮丁が入営退営するに際し、町旗を掲げてこれを送迎し、あるいはこれを祝賀して金品を贈与することもまた町内会の事業として、もっとも多く行はるる事業の一である」

(p. 35) と説明している。

入営退営を中心とする軍事・兵事との接点は、明らかに〈公〉としての国家に関わるがゆえに生み出されたものであるが、しかしながら第1の慶弔の〈共〉的な感覚の延長として、人生儀礼とも関わる「ハレ」の行事の一つとして受容された。日清・日露の戦争の時代から加わった要素であると考え、衛生組合の時代性と重なりあう時期に始まり、成年男子の兵役義務が存在するなかで続いていく。

大正の戦間期にはあまり目立たなかったが、昭和に入って第二次世界大戦への関与が深まるにつれて、このような「兵事」に関連する事業は増えていったと思われる。やがて防空演習などの〈公〉の政策とも結びつけられるようになり、1934年調査は「過般の防空演習に当つては町内会が中心となり防空団の結成⁴⁾を見たところが非常に多い」(p. 44) と書いている。

第4の「祭事」にも、伝統的な信仰儀礼の〈共〉の局面での連続だけでなく、そこに付け加わった固有の都市性と時代的な変容を読み取る必要がある。ここでいう「祭事」について、1927年調査は「国家その他の公祭日に町内民に祝賀を奨励し、氏神の祭礼に神輿を飾り、神輿洗を為し、賽銭を奉納し、御神酒所を造る等その他、町会が神社の氏子団体としてなす、種々の事業」(p. 36) と一般的に説明している。

最も都市社会において氏神を祀る神社と住民との関係は複雑で、その実行組織を住民組織としての町内会と形式において分けているものもあるが、1934年調査は「現存町内会の内その前身を氏子団体として報告したるもの多数に上る」と書き、「氏神祭礼のほか町内の事務の繁忙に応ずるため氏子団体を以て町内会を組織したるもの、および氏神祭礼を中心事務として町内会を組織したるもの」(p. 7) など、沿革史のうえで無視できない契機であると指摘している。毎年くりかえされる年中行事的なイベントとしての祭礼と、そのための準備事務が、町内会組織の拡大とまではいかずとも維持再生産の契機の一つになったことは理解できる。

1934年調査の「従来祭典に際し一部鳶職等に独占されていた仕事も漸次町内会の手に取りつあり」(p. 43) との記述は、全般的な傾向かどうかはわからないものの、祭礼が地域住民組織の行事となっていくプロセスとしては面白い指摘であり、1927年調査が「神輿、山車その他の祭礼のための諸器具は、氏子団体たる町内の共有世襲財産たりしも、大震災のために焼失したるもの多く」(p. 96)、その整備及び費用が論議的となっているという指摘も、直接的に復旧・復興に関わる論点として興味深い。調査が「祭事」と分類したなかには、〈共〉的な資産の保有、維持、さらには運営といった要素が含まれている。

都市性をめぐる論点としては、御輿の「担ぎ込み」に象徴される、「祭りにつきもの」の乱暴の意味づけの争いや、その混乱の統制をめぐって、「思想善導」「敬神観念の涵養」等々の時代の論点との間で論議が起こっていたことも無視できない。この問題は、後に触れる「天譴論」という震災後の思想風俗と呼応する問題を孕んでいる。柳田国男が1919(大正8)年に塩竈での神輿が警察署に乱入した事件を話題に取り上げ、その乱行をどう解釈するかを『祭礼と世間』(郷土研究社、1922)で論じている。単なる力学の上での個人の「犯意」、すなわち作為無作為を論ずる「信仰物理学」の割り切りではなく、「祭礼の日の悪意」が、なお一定のコンテクスト

のもとでは「公怨」の表象でもあり得るという解釈は、〈公〉〈共〉〈私〉の絡まり合いを具体的に解説しなければならないという本稿の立場に近い。

第5の「自警」という事業は、いうまでもなく大震災の被災直後の共同経験としての自警活動と直接に結びついている。基本的には冬期に行われる「夜警」「火の番」が主なもので、それに関連して災害予防のポスター制作や、ポンプあるいは消化器等の防火設備を町内に配置するなどの事務が含まれる。

震災以前に火の用心の活動がなかったわけではないが、一部の過激化と逸脱とが社会問題ともなった、震災における「自警団」⁵⁾の結成が果たした役割を見落とすわけにはいかない。1927年調査は「火の番、夜警については大震災以前より町会により行はれてきたものであるが、大震災による非常事態において各町に住民による自警団が組織され、初めは町内居住者が毎夜、交互交代してこれを為したるもの、後に至つて、住民以外の人夫を常備して、これを当たらしめる」(p. 40)と書く。大震災を機に創立された町内会の多くが「自警団より転化せるもの」であったため、この自警事務は活動の主要なものとなっているという。

しかし、冬期に限るとはいえ、人夫の常備や当番への手当や弁当の支給など、会計的な負担も大きいのが実情であった⁶⁾。それゆえ住民の不満も多く、「何れの町内会に於てもその行事中の一大難物は夜警の一事である。多分の費用を要し町会経済の殆ど全部を尽くす苦痛あること、会内の紛擾の多くが夜警費支出に胚胎すること、而かも効果は極めて少く、非難の声のみ高まること」(p. 43)とか、「毎月徴収の通常経費だけではとても支弁ができないから有力者各位の御奮発を願ふ」(p. 43)などの問題が既に指摘されている。

1934年調査は、さらに踏み込んで「夜警即ち火の番は明治、大正の夜景には欠くべからざる影であつたが、街灯、消火栓、火災報知機等の完備によつて徐々にその施行期間と場所とが狭められてゐる」(p. 43)という印象を述べているが、ここでも〈公〉の立場からのインフラや設備の必要な整備が、一方で逆説的ながら〈私〉の集合のうえに成り立っている〈共〉の領域の困難を深めているという、都市社会における図柄が浮かび上がる。

1927年調査の報告書は、この(1)から(5)までが、ほとんどの町内会において執られている事務であるとしている。実際1934年調査の結果の表3-6をみると、地域によつてばらつきはあるものの、総数2,836の町内会の85%~95%が、それらを行っている⁷⁾。

しかしながら、その一方で、この表から隠されてしまっているものがある。それは、官公庁との交渉という中心事業である。1927年調査では、既に引用したように9番目に「官公署との交渉布達に関する事務」をあげて、「町会にしてかくの如き行政の補助的事務を為さざるものはすべての町会を通じあらざるなしといふてよい」と書いた。それがさらに当然当たり前となりあえて言及する必要もないと思われていたからか、1934年調査では町内会の事務の1番目に「官公署との連絡交渉」(p. 38)を上げながら、「本事務は例外なく総ての町内会に於て遂行されてゐる」(p. 42)という表現で省略し、表の項目には掲げなかった。しかも、1927(昭和2)年から1934(昭和9)年までの間に、この事業が1番目に躍り出たということ、にもかかわらず論ずる対象から外れてしまっていることは、無視できない。

このようないわば「盲点」の存在は、これらの調査そのものが区役所から町内会ルートを通じて配布され、回答することを求められたという〈公〉的性格をもつがゆえのアポリアでもある。しかしながら、〈共〉の要素をもつ町内会側から「市、区役所並びに警察署」からの「各種示達の徹底」や「交渉」事務、すなわち「市区政の補助機関たる役割」について、疑問や不満がなかったわけではない。むしろ、1927年調査に載せられている小石川区大塚坂下町会の役員の見解など、不満の根拠となる実態を浮かび上がらせている。

「区役所では町会といふものを誤解して居りやせぬかと思はるる点がある。ツマリ町会は区役所の下働きの積りに考へて居るのではなからうか。ヤレ孝子義僕老人不具者を取り調べて報告せよとか、勤儉奨励復興債券のピラを貼つてくれとか、時の宣伝だとか、講演会出席者を勧誘してくれとか、家計予算簿の希望者をドウとか、状袋屋手帳屋を調べてくれとか、「ラヂオ」屋を調べてくれとか、色々の事を町会へ持ち込んで来る。また区役所からの書状には「町内毎戸洩なく周知方御取計相成度」云々といふて来ることが度々あるが、実に呆れ返つて仕舞ふ次第である」(p. 48)

その上で「区役所では町会を相手にして居れば頗る暢気でよいだろうが、町会ではまことに迷惑である。何にせよ経費を要するが町会としては実際余裕がない。(中略)何も町会は区役所に対し飽くまで片務的義務のみを負うべき理由はないのである」という正論を繰り広げている。役員という形で〈共〉の領域での活動に、一定の責任と使命感とをもちつつ関わってればこそその苦言である。実際苦勞して、ときには費用をかけて調査した結果を報告したとしても、その総括した結果を参考のためと区役所から町会に教えてくれたことは一度もないのは、あまりに「無情勝手な振る舞い」(p. 50)ではないかという批判は、誠に鋭い。

この問題状況は、しかしながら結局のところ全く解決しないままに、また一方では大きくは社会で共有された問題とはならないままに、戦時体制へと向かっていく。戦後、町内会は上からの総動員の組織であったと批判され、封建性や伝統に結びつけて否定的に位置づけられていくが、その特質は戦時体制で〈公〉の施策の達成あるいは動員のルートとしての役割が強まり、画一化され、制度疲労が蓄積した結果である。

表3-6 町内会の事務内容

区名	総数	回答町内会	慶弔	衛生	兵事	祭事	夜警	救済	表彰	教育	人事相談	商事	その他	金融													
麹町	52	41	78.8%	40	97.6%	41	100.0%	34	82.9%	37	90.2%	32	78.0%	28	68.3%	25	61.0%	10	24.4%	10	24.4%	5	12.2%	5	12.2%	0	0.0%
神田	106	74	69.8%	71	95.9%	70	97.3%	70	94.6%	67	90.5%	67	90.5%	55	74.3%	51	68.9%	41	55.4%	29	39.2%	7	9.5%	12	16.2%	0	0.0%
日本橋	109	82	75.2%	82	100.0%	82	100.0%	82	100.0%	78	95.1%	76	92.7%	48	58.5%	47	57.3%	22	26.8%	17	20.7%	9	11.0%	9	11.0%	0	0.0%
京橋	90	64	71.1%	62	96.9%	63	98.4%	59	92.2%	61	95.3%	61	95.3%	49	76.6%	47	73.4%	35	54.7%	26	40.6%	17	26.6%	0	0.0%	2	3.1%
芝	179	146	81.6%	134	91.8%	138	94.5%	125	85.6%	128	87.7%	128	87.7%	114	78.1%	86	58.9%	47	32.2%	51	34.9%	13	8.9%	6	4.1%	5	3.4%
麻布	59	58	98.3%	57	98.3%	58	100.0%	54	93.1%	55	94.8%	53	91.4%	50	86.2%	45	77.6%	23	39.7%	27	46.6%	4	6.9%	7	12.1%	1	1.7%
赤坂	44	42	95.5%	38	90.5%	39	92.9%	34	81.0%	37	88.1%	34	81.0%	33	78.6%	26	61.9%	19	45.2%	17	40.5%	5	11.9%	3	7.1%	0	0.0%
四谷	45	45	100.0%	41	91.1%	41	91.1%	41	91.1%	41	91.1%	36	80.0%	34	75.6%	36	80.0%	25	55.6%	20	44.4%	13	28.9%	4	8.9%	0	0.0%
牛込	89	78	87.6%	76	97.4%	77	98.7%	75	96.2%	62	79.5%	63	80.8%	61	78.2%	55	70.5%	29	37.2%	29	37.2%	9	11.5%	3	3.8%	0	0.0%
小石川	96	88	91.7%	84	95.5%	85	96.6%	80	90.9%	79	89.8%	76	86.4%	73	83.0%	75	85.2%	47	53.4%	39	44.3%	13	14.8%	0	0.0%	4	4.5%
本郷	78	61	78.2%	54	88.5%	55	90.2%	52	85.2%	53	86.9%	47	77.0%	43	70.5%	43	70.5%	25	41.0%	24	39.3%	9	14.8%	4	6.6%	2	3.3%
下谷	72	48	66.7%	42	87.5%	44	91.7%	40	83.3%	43	89.6%	42	87.5%	35	72.9%	37	77.1%	27	56.3%	22	45.8%	12	25.0%	7	14.6%	2	4.2%
浅草	116	100	86.2%	96	96.0%	96	96.0%	96	96.0%	96	96.0%	96	96.0%	73	73.0%	77	77.0%	64	64.0%	52	52.0%	24	24.0%	4	4.0%	1	1.0%
本所	74	63	85.1%	62	98.4%	62	98.4%	63	100.0%	63	100.0%	59	93.7%	55	87.3%	46	73.0%	38	60.3%	27	42.9%	7	11.1%	5	7.9%	3	4.8%
深川	95	63	66.3%	60	95.2%	61	96.8%	59	93.7%	56	88.9%	54	85.7%	45	71.4%	49	77.8%	34	54.0%	24	38.1%	11	17.5%	3	4.8%	4	6.3%
小計	1304	1063	80.8%	999	94.7%	1016	96.5%	964	91.1%	956	90.9%	924	86.9%	796	75.5%	745	71.3%	484	46.5%	414	39.4%	158	15.6%	72	7.6%	24	2.2%
品川	110	90	81.8%	83	92.2%	84	93.3%	73	81.1%	76	84.4%	72	80.0%	62	68.9%	54	60.0%	31	34.4%	24	26.7%	15	16.7%	20	22.2%	5	5.6%
目黒	47	28	59.6%	27	96.4%	27	96.4%	27	96.4%	26	92.9%	25	89.3%	23	82.1%	17	60.7%	17	60.7%	4	14.3%	4	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
荏原	65	36	55.4%	33	91.7%	34	94.4%	33	91.7%	26	72.2%	29	80.6%	30	83.3%	22	61.1%	9	25.0%	10	27.8%	7	19.4%	5	13.9%	0	0.0%
大森	58	58	100.0%	54	93.1%	51	87.9%	52	89.7%	53	91.4%	51	87.9%	40	69.0%	31	53.4%	17	29.3%	11	19.0%	9	15.5%	5	8.6%	0	0.0%
蒲田	65	58	89.2%	53	91.4%	46	79.3%	52	89.7%	50	86.2%	43	74.1%	44	75.9%	29	50.0%	12	20.7%	12	20.7%	4	6.9%	10	17.2%	1	1.7%
世田谷	62	33	53.2%	29	87.9%	28	84.8%	29	87.9%	30	90.9%	28	84.8%	29	87.9%	18	54.5%	17	51.5%	10	30.3%	12	36.4%	6	18.2%	0	0.0%
渋谷	39	33	84.6%	32	97.0%	32	97.0%	32	97.0%	32	97.0%	30	90.9%	31	93.9%	27	81.8%	24	72.7%	3	9.1%	4	12.1%	23	69.7%	0	0.0%
淀橋	89	60	67.4%	58	96.7%	56	93.3%	53	88.3%	55	91.7%	51	85.0%	50	83.3%	35	58.3%	20	33.3%	14	23.3%	12	20.0%	12	20.0%	2	3.3%
中野	59	59	100.0%	56	94.9%	54	91.5%	54	91.5%	52	88.1%	51	86.4%	41	69.5%	36	61.0%	25	42.4%	11	18.6%	12	20.3%	20	33.9%	0	0.0%
杉並	77	77	100.0%	71	92.2%	61	79.2%	57	74.0%	54	70.1%	50	64.9%	53	68.8%	30	39.0%	23	29.9%	5	6.5%	19	24.7%	13	16.9%	3	3.9%
豊島	120	119	99.2%	115	96.6%	109	91.6%	97	81.5%	104	87.4%	99	83.2%	90	75.6%	79	66.4%	42	35.3%	37	31.1%	31	26.1%	16	13.4%	7	5.9%
滝野川	61	61	100.0%	59	96.7%	58	95.1%	54	88.5%	59	96.7%	58	95.7%	48	78.7%	48	78.7%	32	52.5%	26	42.6%	11	18.0%	7	11.5%	10	16.4%
荒川	159	159	100.0%	149	93.7%	150	94.5%	149	93.7%	145	91.2%	151	95.0%	136	85.5%	137	86.2%	73	45.9%	71	44.7%	19	11.9%	15	9.4%	4	2.5%
王子	72	72	100.0%	69	95.8%	62	86.1%	67	93.1%	63	87.5%	65	90.3%	54	75.0%	33	45.8%	21	29.2%	16	22.2%	12	16.7%	12	16.7%	1	1.4%
板橋	88	86	97.7%	82	95.3%	75	87.2%	82	95.3%	75	87.2%	73	84.9%	47	54.7%	37	43.0%	7	8.1%	82	95.3%	2	2.3%	5	5.8%	0	0.0%
足立	46	46	100.0%	46	100.0%	43	93.5%	43	93.5%	36	78.3%	37	80.4%	38	82.6%	35	76.1%	28	60.9%	13	28.3%	6	13.0%	7	15.2%	4	8.7%
向島	86	85	98.8%	83	97.6%	83	97.6%	80	94.1%	81	95.3%	79	92.9%	76	89.4%	72	84.7%	51	60.0%	42	49.4%	6	7.1%	1	1.2%	1	1.2%
城東	75	60	80.0%	58	96.7%	56	93.3%	58	96.7%	52	86.7%	49	81.7%	47	78.3%	45	75.0%	10	16.7%	12	20.0%	8	13.3%	7	11.7%	2	3.3%
葛飾	92	80	87.0%	71	88.8%	69	86.3%	66	82.5%	68	85.0%	62	77.5%	59	73.8%	55	68.8%	33	41.3%	27	33.8%	10	12.5%	9	11.3%	8	10.0%
江戸川	62	58	93.5%	51	87.9%	51	87.9%	50	86.2%	51	87.9%	50	86.2%	39	67.2%	41	70.7%	39	67.2%	39	67.2%	8	13.8%	5	8.6%	1	1.7%
小計	1532	1368	88.6%	1279	94.1%	1229	90.5%	1208	89.6%	1188	87.4%	1153	84.8%	1037	77.2%	881	63.8%	522	40.1%	439	29.0%	211	16.1%	208	18.1%	49	3.3%
総計	2836	2411	85.0%	2278	94.5%	2245	93.1%	2172	90.1%	2144	88.9%	2077	86.1%	1833	76.0%	1626	67.4%	1006	41.7%	853	35.4%	369	15.3%	280	11.6%	73	3.0%

出典：『東京市町内会の調査』，東京市役所，昭和9年3月，p.38-40

第2節注釈

- 1) 組織の名称それ自体が、『町会規約要領』調査に載せられたリストをみても多様で、「町会」と名乗らず「睦会」など、別な自称を選ぶ組織もまた少なくなかった。「協同組合」「自衛組合」「衛生組合」のような機能的な名もあるが、多くは固有の意味のある漢字の組み合わせを選んでいる。例えば「厚睦会」「共睦会」「神睦会」「進睦会」「親睦会」「同志会」「同盟会」「同仁会」「交志会」「共栄会」「共和会」「交和会」「懇和会」「親和会」「公和会」「興和会」「和協会」「公同会」「公友会」「交友会」「共友会」「竹友会」「豊友会」「厚誼会」「厚義会」「交義会」「交済会」「義挙会」「賛志会」「協心会」「相互会」「有隣会」「新交会」「長交会」「篤親会」「自治会」「同風会」「町友会」「町和会」「商盛会」「親正会」「親揚会」「同地会」など。町内会の制度化は、町丁目名を軸にした名称統一のもとで、こうした固有に命名された関係の自覚を失っていくプロセスでもあった。
- 2) 『東京市町内会に関する調査』は、町名主や五人組などの制度を概観したあと、「もっとも古き江戸土着民が比較的多く居住せる方面として、日本橋区の町会について調査するも、その設立せられたる年月みな新しくして、一つとして封建時代の五人組名主等の制度を継承せる沿革ある町内団体をみなかった」[287頁]と書いている。
- 3) 現実の歴史的起源が新しく、江戸の地域集団とは具体的な連続は見られないとしても、町総代という名称が『町会規約要領』の大正13年版に色濃く残っていた(148団体)ことは、単なる名称の問題としてよいかどうか。むしろそうした名称のもとで意識されていた機能の必要が、日常生活において連続していたことを示唆しているかもしれない。そして翌年には、これが町世話人を含めて34団体に減っているが、おそらくいずれもが町会などを名乗っていったと思われる。都市における生活自治の要素が、江戸からの町のシステムとどのように連続するのかわか、慎重な検討が必要である。1927年調査の報告書は、江戸の町の自治システムについて略述したなかで、町内の業務として、①上水の支線の修繕補修、②道路・橋梁・下水修繕の負担、③消防、④自身番・木戸番としての警備をあげているが、こうした要素が近代以降においてどのように担われ、生活の共同というか公共性がいかに分担されていたのかに踏み込んだ分析が必要だからである。
- 4) この防空演習の背後には、一般的な慶弔の感覚にみられるつきあいの意識だけではなく、記憶に新しい「震災経験」を置くこともできるように思う。
- 5) 復興という本第3編の範囲からは少しずれるが、震災直後における「自警団」現象、とりわけその過激な逸脱に関して、本稿の〈公〉〈共〉〈私〉の立場から論ずるならば、〈私〉的に閉じられた関係がその閉鎖性のままに過激化し、他者排除をエスカレートさせたところに問題の根源がある。〈公〉が果たすべき救援保護のシステムが機能不全に陥ったなかで、〈共〉的な相互扶助と安全確保の関係が住民を中心に形成されたこと自体は、むしろ健全な社会作用であろう。「自警団」の基礎も本来的にはそこにあるが、問題は既に都市の地域生活に刻みこまれていた〈私〉性の閉鎖性が、様々な条件のもとで暴走してしまったことであり、そこに暴行や虐殺の「悲劇」が起こった。
- 6) 1927年調査は「大正13年度経費予算額に依り、12町会につき調査するときは、これがための経費は全経費の17%なるも、そのなか夜警費をその予算に計上しあらざる4町会を除き、自余の8町会の経費予算総額と対比するときは、夜警費は実にその28.3%を占む。このなか赤坂区新坂町会の如きは、夜警費1,400円にして総額の56%、また麻布区新堀町会は夜警費1,100円にして総額の54.4%を占め、共に経費総額の半ば以上をこの夜警事業に費やせるを知る」[40頁]と書く。
- 7) 本来であれば、他の事務要素についても〈公〉〈共〉〈私〉の歴史的な位相を読み込む必要があり、それ自体試みてもみる価値は十分にあるが、本稿では枚数の制約もあるので省略する。